

**JICA よこはまプラザ常設展示リニューアル施工業務  
質問回答**

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	別冊1 業務仕様書 P2他	4. 履行期間	新型コロナウイルス感染状況、その他外的要因の発生によっては、記載の3月下旬、5月下旬での完工が困難となる場合も考えられます。その場合それぞれの工期延長等の調整、増減や代替手法による実施についても協議との認識でよろしいでしょうか。 想定例：購入予定の物品、備品等の入荷の遅延。特注品の製造期間の過多。 政府による緊急事態宣言の発令に伴う製造、現場施工等の遅延。 海外在住作家（アーティスト）の渡航禁止・自粛等々。	新型コロナウイルス感染状況によって適宜協議を行い、調整します。
2	入札説明書 P17	第16条 工事用地の確保等	全館もしくは部分的な休館期間の設定はありますか。	休館期間の設定はありません。
3	〃	〃	3Fレストランについて、什器の入れ替え、照明器具の交換（電気工事）等が予定されています。施工上必要となる日数（場合によっては1週間程度）の休業が可能という事でしょうか。	作業はレストラン閉店後17時以降22時頃までの作業が可能です。ただし、午前中は作業不可です。基本的には休業をしない状況で進めていけるよう調整させていただきますと思います。
4	〃	〃	開館しながら工事を行う期間について、警備誘導員等の配置は受託者で行う必要がありますか。カラーコーン+バー等の仮設（仮囲い）と現場代理人による管理でよろしいでしょうか。	警備員などの配置は受託者にてお願いします。カラーコーン、バー等の仮設と現地代理人による管理をお願いします。
5	入札説明書 P26	第44条 瑕疵担保	作家が制作した作品、もしくは制作した部分について、瑕疵担保責任期間は、作家にあるものとの認識でよろしいでしょうか。	作家自身の手で制作する必要がある部分を有する作品は、AW1とAW4になります。作家が制作した部分を含む全ての展示物品等の制作物の当機構に対する瑕疵担保責任は、施工受託者が負うものとします。ただし、作家は施工受託者の元で作品制作を行うため、作家が制作した部分の瑕疵担保責任を施工受託者が作家に対し負わせることは可能と思われまます。その内容については、作家と施工受託者により決定されると認識しています（当機構は関知しません）。
6	その他	工事に必要な仮設について	現場に必要な工事用水、電気、休憩場所、手洗い等はご支給、ご提供は可能ですか。	提供可能です。手洗い等は、スタッフの専用手洗いが1階にありますのでご利用いただけます。休憩場所については、過去の工事契約では駐車場に囲いをして場所を確保するケースが多く、これを参考に協議し、決定します。
7	〃	現場作業等の制限について	履行期間は土日祝日含め作業可能でしょうか。作業可能時間の指定はございますか。	8時～22時頃まで、土日含めて作業可能です。レストラン及びテラスについては、通番「3」の回答の通りです。
8	〃	〃	作業員が使用できる駐車場は施設内にありますか。周辺の有料駐車場の利用となりますか。	館内に駐車場がございます。事前申請をいただき、その時の状況により判断となりますが、基本的にはご利用いただけるとご理解ください。
9	〃	工事に必要な申請等について	事前の消防協議、工事期間中の消防計画提出は必要ですか。その他必要な諸官庁協議、申請等はございますか。	今回の計画は、施設の避難動線や消防設備に影響するものではないため、事前の消防協議、工事期間中の消防計画提出は必要ないと考えています。屋外サイン・看板等に関しては、横浜市景観条例に基づく協議が必要となりますが、施工監理業務受託者がこれを行います。
10	〃	作家作品の所有権について	作家作品の所有権は、引き渡し後に独立行政法人国際協力機構（JICA横浜センター）へ移管すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	〃	著作権について	工事的目的物の内、作家作品の著作権は、作家に帰属するということでしょうか。	作家作品の著作権は、作家に帰属するものとします。この方針に基づく、施工受託者と作家との契約のあり方については、双方の意向を踏まえながら、施工監理業務受託者が調整を行います。